

さいたま市ソフトボール協会細則

第1条 規約第3条（3）の競技会は生涯種別の次の種目とする。

- | | |
|-----------------------|---------|
| ① 一般男子（トップリーグ・1・2・3部） | 15歳以上男子 |
| ② 壮年の部 | 40歳以上男子 |
| ③ 実年の部 | 50歳以上男子 |
| ④ シニアの部 | 59歳以上男子 |
| ⑤ ハイシニアの部 | 68歳以上男子 |
| ⑥ レディースの部 | 15歳以上女子 |
| ⑦ 高校生の部（男子・女子） | |
| ⑧ 中学生の部（男子・女子） | |
| ⑨ 小学生の部（男子・女子） | |

2. 年齢は全て、当該年度の4月1日時点をもって決定する。
年度途中でその年齢に達しても登録は認められない。

第2条 規約第3条（3）の競技会は、春季大会、市民スポーツ大会の2大会とする。
ただし 高校生、中学生はこの限りでない。

第3条 規約第14条の登録については、次のとおりとする。

1. チームの構成メンバーは、さいたま市在住または在勤であること。
ただし、1年以上チームに在籍した者が市外に転居し在住でなくなった場合、及び転勤又は退職により在勤でなくなった場合は、継続して登録できるものとする。
2. 競技種別（クラブチーム・実業団チーム）および学生種別（大学生チーム、高等学校チーム）の登録選手の選手は、登録が認められない。
大学ソフトボール連盟・高体連ソフトボールチームに未登録であっても、当該年度に公式戦出場経験者は登録が認められない。
3. 生涯種別のチームおよび個人の登録は、他種目との多重登録を可とする。
但し、一般男子トップリーグ・一部・二部・三部は、同種別なので多重登録は出来ない。
4. 競技種別・学生種別の監督・コーチは、自分のチームを除き種別の違う1チームに限り、立場をかえて登録することができる。
5. 登録について疑義が生じた場合は、常任理事会で決定する。
6. 年間登録料および大会参加料は、次のとおりとする。

種 別	年間登録料	大会参加費
一般男子（トップリーグ）	10,000円	15,000円
一般男子（一部・二部・三部）	10,000円	5,000円
壮年の部	10,000円	5,000円
実年の部	10,000円	5,000円
シニアの部	10,000円	5,000円
ハイシニアの部	10,000円	5,000円
レディースの部	10,000円	8,000円
高校生の部	1,500円	2,500円
中学生の部	2,000円	2,000円
小学生の部	3,000円	4,000円
公認審判員	4,000円	ルールブック 競技者必携は別途
公式記録員	4,000円	

第4条 規約第22条の専門委員会は、次のとおりとする。

総務委員会、財務委員会、審判委員会、競技企画委員会、記録委員会、
技術委員会、広報委員会、放送委員会、各種別委員会、普及委員会

第5条 規約第6条（8）の評議員は各種目部門で所属チームの4チーム当たり
1チームを、担当種別委員長が推薦し、理事会にて選出し会長が委嘱する。
評議員に委嘱されたチームは、必ず評議員会に出席しなければならない。
委嘱されたチームが欠席した場合は、警告の対象となる。

改訂来歴

平成14年12月21日	施行	平成26年 2月 8日	一部改正
平成16年10月16日	一部改正	平成28年 1月30日	一部改正
平成17年 1月16日	一部改正	平成28年 8月20日	一部改正
平成18年 2月18日	一部改正	平成30年 2月17日	一部改正
平成18年12月16日	一部改正	平成30年12月20日	一部改正
平成19年12月22日	一部改正	令和 元年12月21日	一部改正
平成21年 2月14日	一部改正	令和 2年12月19日	一部改正
平成22年 1月16日	一部改正	令和 3年12月18日	一部改正
平成23年 1月15日	一部改正	令和 4年12月24日	一部改正
平成24年 2月11日	一部改正	令和 5年12月16日	一部改正